

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 7 月 1 日現在

機関番号：34401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2014

課題番号：23660096

研究課題名(和文) 子ども虐待予防ネットワークの構築と評価

研究課題名(英文) Construction and evaluation of the abuse prevention network of the children

研究代表者

吉田 久美子 (YOSHIDA, KUMIKO)

大阪医科大学・看護学部・教授

研究者番号：40259388

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：子どもの虐待予防対策は、子どもと虐待者に対して、発生予防と早期発見・早期対応、保護・支援と切れ目のない総合的支援となることが重要であり、子どもに関する機関のネットワークが重要となる。本研究の目的は、子どもに関する機関のネットワークに目的意識を持った住民代表者を加え、子どもの虐待問題を地域の健康課題として住民と協働して取り組み、その成果を明らかにすることであった。

研究成果の概要(英文)：Abuse prevention measures of the children are important that they get contiguously comprehensive supports as stated prevention of occurrence, early detection, early coping, protection and support to children and persecutor, and a network of an organization related to children is important.

The aim of this study was to create the outcomes that we considered that abuse problems of children are the regional health problems and collaborated with representatives of residents who have sense of purpose toward a network of an organization related to the children.

研究分野：公衆衛生看護学

キーワード：子どもの虐待予防 ネットワーク ネットワーク評価 ヘルスプロモーション

1. 研究開始当初の背景

平成 12 年に児童虐待防止に関する法律が施行され、通告・相談件数が増加しており、ネットワークの必要性が課題となり、国は、各市町村に要保護児童対策地域協議会(子どもをまもる地域ネットワーク)の設置を義務づけた。しかし、虐待により死に至るケースは増加しており、社会保障審議会児童部会がおこなっている子どもの虐待市死亡事例検証結果において、毎年 50 件を越える事例の報告がある。平成 23 年度は、56 件の死亡事例があり、そのうち要保護児童対策地域協議会でその扱われた事例は、14 例(25%)であった。(社会保障審議会児童部会、2014)

子どもの虐待予防の研究については、米で 1961 年 H.kempe の Battered Child Syndrom の報告から実態調査・研究が進み 1974 年連邦法で子どもの虐待予防と治療に関する法律が制定された。1989 年には、kaufman and Zigler が虐待の決定因子として補償因子とリスク因子を明らかにし、虐待を防止する要因を提言している。日本では 1975 年に、厚生省家庭児童局が児童相談所を調査機関として、実態調査がされてきた。1989 年に小林美智子らによって、実態調査が行われ、その結果、被虐待児には多くの関係機関が関わっていること、保健所、家庭児童相談室、医療機関での把握や関わりに地域差がみられるものであった。その後、乳幼児虐待のハイリスク要因が明らかにされ、リスクアセスメントや虐待診断のためのチェックリストが検討された。これらは、虐待の早期発見、対処方法などが中心となり、虐待予備軍の支援体制の取り組みも含めて予防対策の報告は少ない。

2. 研究の目的

1) 研究当初の準備状況

私は、平成 10 年から人口 10 万人の地方都市において、子どもの虐待およびその可能性が高い家族の早期発見と虐待防止の支援体制をつくるために、保健・医療・福祉・教育等子どもの虐待に関する機関と弁護士および住民(健康推進委員、NPO)と協働参画することによって、子ども虐待予防のためのシステム構築を試みた。その結果、14 機関の参加があった。

2) 研究の目的

子どもと虐待者を支援する体制として、子どもの虐待に関わる関係機関と目的意識を持った住民を加えたネットワーク会議の開催と会議の効果を検証する。

3. 研究の方法

子どもに関わる関係機関に子育てネットワーク等の住民代表を加えたネットワーク会議を対象に、プロセス評価、影響評価の検討をする。

4. 研究成果

1) ネットワーク会議の評価

H 市のネットワークは、ネットワーク会議と調整会議から成り立っている。ネットワーク会議の変遷を分類した。

(1) ネットワーク準備期

虐待防止ネットワーク会議の構成員は、児童家庭相談所、市福祉部子ども課、市保健センター、保健所、市医療機関、市教育委員会、小中学校校長会、保育所園長、幼稚園園長、児童委員・主任児童委員の代表者に、住民代表として健康推進員であった。ネットワーク会議は、年間 4 回、調整会議は 12 回実施していた。ネットワーク会議は、13 機関、参加者延べ 40 名、出席率(88.9%)であった。内容は、参加者が持つ虐待の認識にばらつきがあったため、はじめに、ネットワーク会議の中で、虐待について学習会をおこなった。虐待が起こる要因や虐待を受けた子どもの予後や虐待の持つ問題を共有し、子どものことからだが健康に過ごせるまちをつくることを共通の目標にした。

(2) ネットワーク形成期

調整会議の中で討議された事例の中から問題が残るものを、ネットワーク会議の事例検討の中で 4 回討議した。ネットワーク会議の中で問題を共有し、解決できる方策を具体的に探ることで、不足している社会資源の調達と開発を担っていた。このことから、弁護士がメンバーに加わった。14 機関、参加者延べ 67 名、出席率(83.8%)虐待の実態を報告し予算の確保と子ども課の増員をおこなった。虐待に関する認識を高め、子どものことからだが健やかに育つことの重要性を委員全員で確認した。そのために、虐待発見の視点や各機関の役割を関係機関の中でできることを明確にし、連携図、発見図、役割図を自分たちで作成して支援体制づくりを整えた。自分たちで書き上げ連携図に担当者の氏名を掲載したことは、自分の所属する機関の強みを自覚し、できることを責任もって実施していく姿勢に変えたと考える。学校からの虐待相談件数の増加により、学校区単位で地域関係機関と事例検討会を実施した。関係者向けの講習会を年 3 ~ 5 回開催した。

(3) ネットワーク展開期

虐待相談件数の増加に伴い、特にネグレクトと支援困難事例の増加から支援体制の整備を検討する。子どもの虐待を子育て支援から考えるために、子育てネットワーク代表者と CAP の代表者が参加する。関係機関 16 機関、参加者延べ 83 名、出席率(92.8%)であった。ネグレクト事例が増加することで日々支援を必要とする事例が多くなり、子育てネットワークへの参加を促すことや、保健センターでグループカウンセリングの教室を開始した。ネットワーク会議の中で、シンポジ

ウムは、市民向けの内容にしてほしいとの要望があった。会議の中で検討し、子育てネットワークから父親代表、母親代表が選出され、子どものこころと子育てをテーマに、パネルディスカッションが開催された。ネットワーク会議のなかで、マニュアルを作成した。

(4) ネットワーク充実期

虐待相談件数の増加により、フォロー体制のシステム化。事例管理をし、定期的に支援体制の見直しを図る。警察生活安全課、法務局の参加。18機関、参加者延べ107名であった。各地域において、健康推進員による親子を対象とした料理教室の開催や朝の声かけ運動が開始される。個人情報保護のため、情報不足から低迷していた民生委員、児童委員による赤ちゃん訪問の活性化や各地域で子育てサロンの開催。生涯学習課で行われる子育て教室への支援者として参加など、住民代表者が自分たちのできることに、自発的に教室の開催や行政で行っている事業にボランティアの申し出があり、積極的な参加があった。また、子育てネットワークの代表者が主催する子育てサロンに事例検討会であった配慮の必要な親をサロンにつなぐことができるようになった。

2) ネットワーク会議の開催

(1) ネットワーク会議を子どもに関わる住民と関係機関が一同に会して虐待問題を地域の健康課題としてとらえ、共通認識する場としてネットワークの目的や課題を話し合い、活動の役割分担をするために、運営には次の工夫をした。

子どもの虐待の学びについて、事例検討を行うことによって深めていった。当初は、ネットワーク会議の事例検討にあげるのは、事例の課題を明確にするために、終了した事例を検証する形で行った。このことは、事例提出者や関係した機関や職種にとって、関わりかたの振り返りになり、各機関や職種の強みや役割が明確になること、不足している社会資源が明確になり、自分たちにながでるか参加者全員が冷静に話し合える状況になった。役割分担を明確にした時点で、関係機関で行われる調整会議において困っている事例を検討した。住民代表が参加していることから、子育て当事者の視点があり、素朴な質問や意見を交えて討議するなかで、関係者だけで行う慣例的なものが排除され、新しい支援方法が生み出されていた。

会議後のアンケート調査において、会議にのぞむことは、虐待対応と連携の仕方や事例検討、虐待発生時の各機関の役割が多かった。また、委員が大事にしているものでは、各機関の役割を明確にすることや各機関との情報交換、気軽に連絡できる関係づくり、地域全体で子どもの健康を守る姿勢や子どもの最善の利益をまもる活動ができるようにす

るとあった。

参加者は所属する事業に、虐待予防の視点を取り入れたことで活動が活性化された。そして、参加者の取り組み状況をネットワーク会議で報告することで、お互いに協力しあう関係ができた。そのことにより、事業活動が増加し参加者も増えている。また、行政機関と住民活動団体やNPOと情報交換や協力体制をとることで、事業の効率化が図られるようになった。事務局は、活動状況の情報も把握しており、協働する体制を取っていた。

事業当初に関係機関のなかで、できることを各組織内の事業として位置づけ、PDCAサイクルを利用し、前年度の評価を踏まえ虐待予防活動に関する事業目標および計画をたてた。会議の中で、報告することにより、参加者が情報を共有し、全体で検討を行った。支援をする上で、困ったことや必要だと思われる社会資源の提案は、この中でおこなわれていた。

エンパワメント

子どもの虐待対応に追われ、解決策が見つからないと担当者の疲労感が増し、積極的な行動ができなくなる可能性がある。参加者ひとりひとりが、ネットワーク会議に参加することによって、自尊心や自己効力感が増加し、参加者が内包している潜在能力を地域の活性化および子どもが安心して暮らせるまちづくりのために駆使することができることが重要である。そのために、会議内では発言者の意見を尊重した。

司会役は、質問や発言等を途中で遮ることなく、最後まで聞き、要点を整理し、全員発言できるように配慮した。そのことによって、参加者は安心して話しあうことができ、いろんな立場の意見を聞き、虐待の情報や処遇を得ることができていた。会議後のアンケートにおいて、「誰もが本音で熱く語れる場」、「安心して話せる場」、「意見をしっかり受け止めてもらえる場」、「専門性が発揮できる場」になっているとあった。

これらのことから、ネットワーク会議は「情報を交換する」「信頼関係をつくる」「支え合う関係をつくる」「行動することでつながる」ものであった。

3) 子どもの虐待レベルと関係機関の対応及びネットワーク会議の位置づけを検討した。

ネットワーク会議は、子育て支援の一次予防段階から、二次予防、三次予防段階まですべての関係機関が配置されており、虐待の未然の防止と早期対応を行う虐待予防活動を担っている。子どもの虐待とは、一番重篤な不適切な養育をしていると考え、その不適切な養育をヘルスプロモーションの考えに沿った健全な方向に支援するための技術と環境整備を住民代表者と関係機関で検討し整備していくことで、すべての子どもたちにとって健康に暮らせるための条件が整えられる。

そのため、子育ての当事者である子育てネ

ネットワーク代表者も含めた子どもに関わる機関を一次予防の子育て支援（虐待の未然防止、早期対応に取り入れることができた。

4) 住民代表が参加することの効果

事例検討の中で、ネグレクトのケースは、発見機関（者）がそのまま支援機関（者）になることが多く、そのため、虐待に関する知識や対応方法、連携の仕方を関係機関だけでなく、住民代表の健康推進員や子育てに関わる子育てネットワークの代表者も学ぶ機会となった。積極的な質問や意見が交わされ、自分たちの活動の中に、虐待予防の視点が加わり、地域で独自の事業を開催することや行政の活動にボランティア参加など活動の内容がひろがった。また、配慮が必要な親子を自分たちの活動に受け入れるようになった。そのような行動の変化から、関係機関からの参加者は刺激を受け、積極的に自分たちでできることを考えるようになった。

住民に対しての啓発活動として、住民参加型のシンポジウムやワークショップ等の研修活動をネットワーク会議の中で検討することで、虐待を含めた子育ての課題を住民や関係機関と共に、企画しシンポジストとして参加した。

5) ネットワーク会議の成果

ネットワーク会議において、行政関係機関の第一線の担当者や子育てネットワークなどの住民活動者が、参加者となって実際の活動を進めていっている。このことにより、現場を経験し把握していることから、事例に関して理解度や感性が高くなり検討結果に実行性がでてきた。

また、相手を理解した上で協力して仕事をすることで円滑に動くようになり、事業を通じて信頼関係を作ることができた。事業や活動に反映され、他機関との協力関係を生み出していく力を育てる場になっていたことが示唆された。今後、虐待対応と事例の処遇を検討する会議に追われる関係機関と、住民と協働して子どもが安心して暮らせるまちづくりのネットワークの継続が課題となる。

文献)

1. 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について-第9時報告,2013

2. 佐藤拓代：子ども虐待予防のための地域保健活動マニュアル - 子どもに関わるすべての活動を虐待防止の視点に -, 社会保険研究,2002

3. 佐藤拓代：子ども虐待予防のための地域保健活動マニュアル - 子どもに関わるすべての活動を虐待防止の視点に -, 社会保険研究,2002

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉田 久美子 (YOSHIDA Kumiko)
大阪医科大学 看護学部・教授
研究者番号：40259388